


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市営住宅条例施行規則			
	部課機関	総務部総務管財課			
<p>1. 要旨</p> <p>身寄りのない単身高齢者の増加や民法改正による個人根保証契約の制度改正を踏まえ、東大和市高齢者住宅条例について、連帯保証人を削除する一部改正をしたことから、本件規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 高齢者住宅に入居する際に必要となる連帯保証人に関する文言を改正（第5条）</p> <p>イ 上記改正に伴う様式の改正（第4号様式、第5号様式）</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>改正後の条例に適合した内容とすることにより、入居時の負担軽減について手続きの具体化を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年3月 国土交通省より「公営住宅管理標準条例（案）」を改正する通知</p> <p>令和2年3月 東大和市高齢者住宅条例を改正</p> <p>令和2年3月 文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。